

CSIネットワークマスター 虎の穴

特定非営利活動法人(NPO)

中国・四国インターネット協議会(CSI)

<http://www.csi.ad.jp/>
seminar-sec@csi.ad.jp

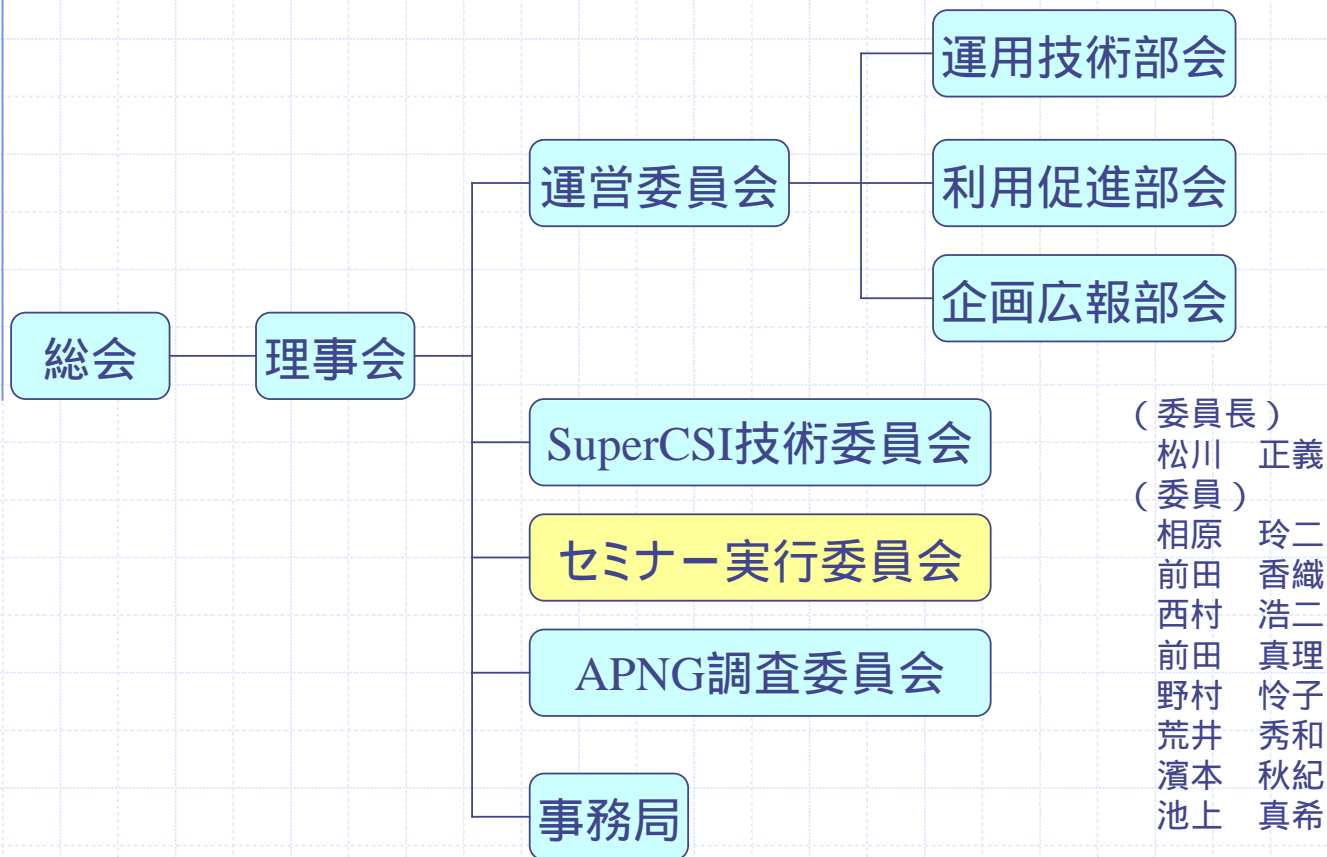
特定非営利活動法人(NPO) 中国・四国インターネット協議会(CSI)

- ◆ インターネットの技術および利用に関する啓発・普及、インターネット接続技術および利用技術に関する研究・開発およびその支援や学校教育へのインターネット利用の支援など、当地域におけるネットワークコミュニティの健全な発展への努力を通じて地域社会へ貢献しています。

CSIの主な歩み

- ◆ 1993年3月 任意団体として設立
 - 技術研究・開発および支援だけでなく、ボランティアの手により、主として大学や研究機関を対象として、学術・研究・教育及びその支援を目的としたコンピュータネットワーク利用のためのネットワーク接続を提供
- ◆ 1999年9月 ネットワーク運営組織として日本初のNPO法人化
- ◆ 2000年4月 ネットワーク接続をNPO法人事業の一つとして正式にスタート
- ◆ 2004年4月 ネットワーク接続事業を外部委託(NTT西日本グループ)し、研究・開発および支援に注力

CSIの組織



CSIネットワークマスター虎の穴とは？

- ◆ ネットワーク技術の急速な進歩により、常に最新技術動向をキャッチアップする必要あり
- ◆ 若手技術者の育成が急務



- ◆ 技術セミナーは東京ばかりで開催.....
- ◆ セミナー受講料は高い(大都会価格?).....
- ◆ 出張旅費がかさむばかり.....
- ◆ でもネットワーク技術のキャッチアップは絶対に必要.....



ならばCSIが技術者向けのセミナーを開催いたします！

CSIネットワークマスター虎の穴 扉を叩く方に求めるもの

- ◆ ネットワーク技術の基礎を十分に理解している
- ◆ 東京等の都会で開催されている技術セミナーに参加したことがある(またはとても興味がある)
- ◆ ネットワーク関連の研究、業務等に従事している
- ◆ ネットワークに関し、何か問題を抱えている(問題意識がある)
- ◆ 常に最新技術動向をキャッチアップしたいと思っている
- ◆ 何より、向上心がある！

CSIネットワークマスター虎の穴

第4回セミナー参加者に求められる知識

- ◆ **情報と法 「個人情報の保護に関する法律」**
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/030307houan.html>
- ◆ **情報管理と第三者評価認証制度の活用**
日本工業規格「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」
(JIS Q 15001)の改定試案(PDF文書)
http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/jis_shian.pdf
- ◆ **ITサービス取引と契約**
 - (1)情報システム(カスタムソフトウェア)の委託開発契約
JISAソフトウェア開発委託モデル契約(平成6年12月版)
http://www.jisa.or.jp/legal/contract_model1994.html
 - JISAソフトウェア開発委託モデル契約(平成14年5月版)
http://www.jisa.or.jp/legal/contract_model2002.html
 - (2)ITアウトソーシング・サービス契約
JISAアウトソーシングサービスモデル契約(平成9年3月版)
http://www.jisa.or.jp/legal/outsourcing_contract_model.html

上記の内容を予めご理解の上ご参加いただくと、講義がより充実したものになります。
ご存じない方は、お時間の許す限りで構いませんので調べてみてください。

CSIネットワークマスター虎の穴 これまでの実績

- ◆ 第1回 2005年7月21日(木)
 - ◆ 第2回 2005年9月15日(木)
 - ◆ 一般向けイベント 2005年11月12日(土)
 - ◆ 第3回 2006年2月2日(木) (高知)
 - ◆ 第4回 2006年2月10日(金) (広島)
-
- 皆様のご意見を反映し今後のセミナー内容を決定します
 - ぜひアンケートにご協力下さい！

CSIネットワークマスター虎の穴

第4回

◆ テーマ: ネットワーク管理者が知っておくべき法律問題

◆ 講師: 鈴木 正朝(すずき まさとも)

中央大学法学部卒業。中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了

1995年8月に(社)情報サービス産業協会に入り、調査企画部において、コンピュータ西暦2000年問題対応、プライバシーマーク制度の創設、JIS Q 15001原案の作成、ソフトウェア関連の各種ガイドラインおよびモデル契約書の作成等に関与。

2001年7月にニフティ(株)に転じ、法務部および情報セキュリティ推進室において、契約・知財管理等法務一般、子会社設立等新規プロジェクト支援、個人情報保護・情報セキュリティ対策等の業務に従事。

2005年10月より新潟大学教授。法学部のほか、大学院(現代社会文化研究科、実務法学研究科、技術経営研究科)を兼任。専門は「情報法」および「法情報学」。2005年12月より国立大学法人筑波技術大学 非常勤講師(「法律概論」)を兼務。

学外活動として、情報ネットワーク法学会 個人情報保護法研究会 主査、経済産業省 個人情報保護ガイドライン検討委員会委員、(財)日本規格協会 JISQ15001改正原案作成委員会 委員、(財)データベース振興センター 個人情報保護調査研究委員会 副委員長、次世代電子商取引推進協議会(ECOM) 個人情報保護WG アドバイザ等を務める。

主著として、堀部政男監修・鈴木正朝著『個人情報保護法とコンプライアンス・プログラム』(商事法務、2004年)がある。なお、岡村久道先生との共著『これだけは知っておきたい個人情報保護』(日本経済新聞社、2005年)は、2005年年間ベストセラー(日販・トーハン調)総合5位、単行本ビジネス書部門1位となる。その他著書論文多数。